

令和5年度公益財団法人船橋市医療公社事業計画書

第 4 4 期

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

1. 沿革

当法人は、船橋市と社団法人船橋市医師会（当時）の出捐により、船橋市の保健衛生行政を補完する重要な協力機関として昭和55年3月31日に財団法人船橋市医療公社として設立されたもので、平成30年3月まで主に市の集団検診事業を実施しましたが、国の健診基準の変更に伴い受診者数が大幅に減少したため健康診断事業を廃止し、平成24年4月からは、船橋市夜間休日急病診療所の指定管理者の指定を受けて管理運営を行っています。

なお、平成25年4月1日から公益法人制度改革関連法の施行に伴い公益財団法人に移行しました。

2. 基本方針

夜間休日急病診療所事業を実施することにより、公益性が高い事業を推進していきます。

3. 事業計画

① 夜間休日急病診療所事業

夜間及び休日等における急病患者に対し応急的診療を行うため、船橋市夜間休日急病診療所条例に基づく指定管理者として、船橋市夜間休日急病診療所の管理運営を一般社団法人船橋市医師会の推薦する医療機関及び医師の協力、並びに一般社団法人船橋薬剤師会の協力を得て事業を実施します。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響についても、船橋市及び協力団体と協議しながら様々な対応を実施します。

- (1) 夜間休日急病診療所の管理運営
- (2) 医療安全対策委員会の定期的開催

上記事業の概要は、次のとおりです。

【診療時間】

診療科目	診療日時
小児科	平日 20時～23時 土 18時～21時 日・祝休日・年末年始 9時～17時 18時～21時
内科(小児科を含む)・外科	毎日 21時～24時
内科(外科・小児科を含む) 若しくは外科(内科・小児科を含む)	毎日 0時～6時

【受診者見込数】

時間帯	受診者見込数
深夜(0時～6時)	365人
準夜(21時～24時)	893人
前準夜(18時～21時)	764人
平日前準夜(20時～23時)	1,032人
休日昼間(9時～17時)	1,109人
合計	4,163人